

# 港湾法改正

港湾法:平成24年3月 最終改正  
港湾法施行例:平成23年11月 最終改正  
港湾法施行規則:平成23年12月 最終改正

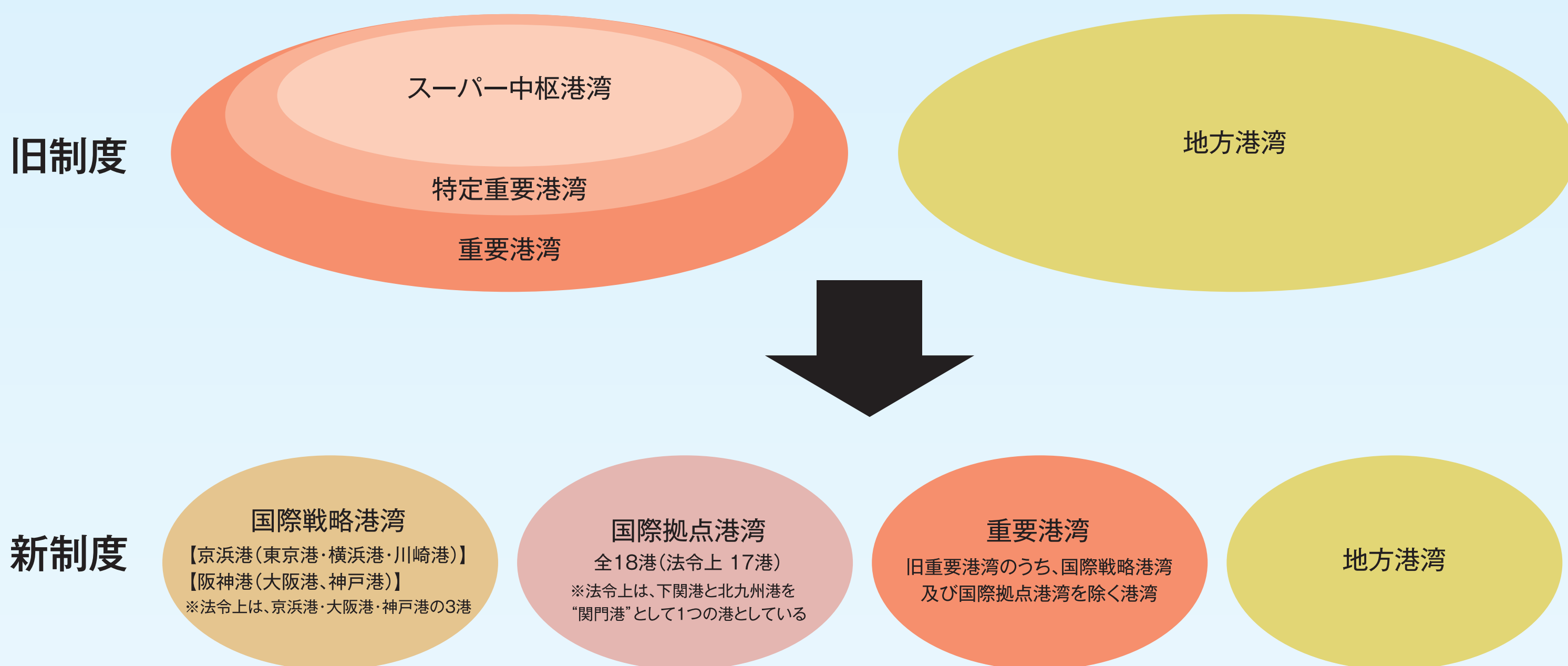
## 改正の目的

民間の知恵と資金を活用した港湾経営の実現等を目的として『選択と集中』、『港湾経営の民営化』を柱とする港湾法に改正された。

## 主な改正点① 港湾の種類

港湾の格付け見直しにより、特定重要港湾・重要港湾・地方港湾を再編し、国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾に再編された。

京浜港(東京港、横浜港、川崎港)と阪神港(大阪港、神戸港)が国際戦略港湾に位置づけられ、これまでの特定重要港湾(23港)のうち国際戦略港湾以外の18港を国際拠点港湾とした。



### ●名古屋港の位置づけは？

名古屋港は国際拠点港湾となるも、選定において『次点』と位置づけられ、『今後も現行レベルの国の支援を継続』となっています。

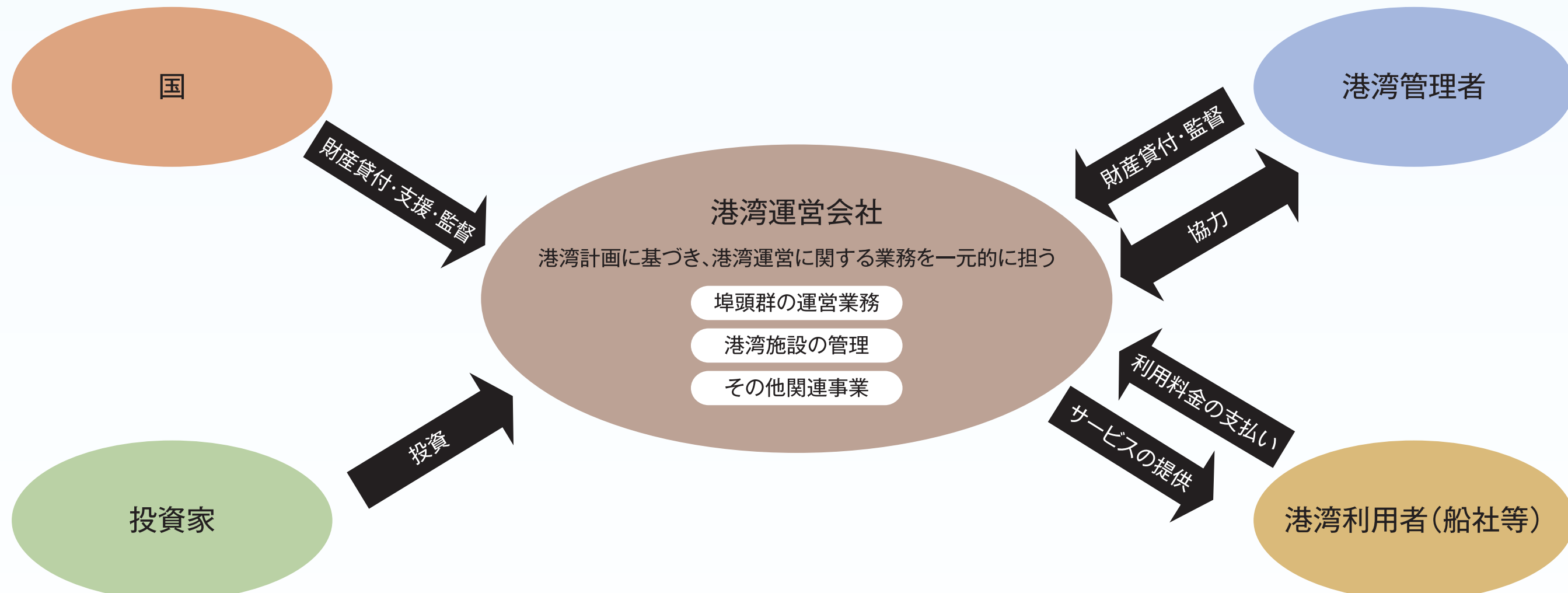
## 主な改正点② 直轄港湾工事の国費負担率

国際戦略港湾の直轄港湾工事の国費負担率が、従来の3分の2から10分の7に引き上げられた。また、国際戦略港湾のコンテナヤード整備について、従来は地方自治体等の港湾管理者が行っていたのを、国の直轄事業の対象とした。(国費負担率は3分の2)

直轄事業の国費負担率	国際戦略港湾	国際拠点港湾
コンテナターミナルの耐震岸壁	水深16m以上 7/10 水深14m以上 2/3 水深12m以上 5.5/10	水深に関係なく 2/3
コンテナヤードの直轄事業	水深16m以上 2/3	—

## 主な改正点③ 港湾運営会社の創設

国際戦略港湾及び国際拠点港湾において、これまで地方公共団体等が行っていた港湾の運営を、一元的に担う「港湾運営会社」を1つの港に1社に限って指定する制度が制定された。



### ●名古屋港の動きは？

『名古屋港コンテナターミナル運営民営化協議会』が開かれ、港湾運営会社制度の導入に向けた本格的な議論が開始されました。

参考資料: 国土交通省港湾局『国際コンテナ戦略港湾に関する法改正・予算・税制について』

国土交通省ホームページ『港湾法(港湾の種類・基本方針・港湾運営会社関係)について』

大和総研コンサルティングサイト『第163回 改正港湾法により進展する港湾民営化と今後の課題』